

## 第8回 一関市・藤沢町合併協議会

日時：平成22年7月30日（金） 午後1時～午後4時

場所：一関市役所2階 議員全員協議会室

### 次 第

#### 1. 開 会

#### 2. 協議事項

- (1) 協議第23号 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目7）
- (2) 協議第24号 病院・診療所の取扱いについて（協定項目21）
- (3) 協議第25号 組織及び機構の取扱いについて（協定項目11）
- (4) 協議第26号 行財政改革について（協定項目22 - 2）
- (5) 協議第27号 納税貯蓄組合補助について（協定項目22 - 3）
- (6) 協議第28号 高齢者福祉事業について（協定項目22 - 7）
- (7) 協議第29号 上下水道事業について（協定項目22 - 17）
- (8) 協議第30号 奨学金貸付事業について（協定項目22 - 18）

#### 3. 提案事項

- (1) 協議第31号 各種検（健）診事業について（協定項目22 - 4）
- (2) 協議第32号 在宅身体障害児（者）一時介護事業について（協定項目22 - 5）
- (3) 協議第33号 重度心身障害者介護手当及び在宅寝たきり高齢者等家族介護手当について（協定項目22 - 6）
- (4) 協議第34号 医療費助成について（協定項目22 - 8）
- (5) 協議第35号 福祉乗車券について（協定項目22 - 10）
- (6) 協議第36号 商工業振興助成について（協定項目22 - 14）
- (7) 協議第37号 雇用促進・勤労者対策について（協定項目22 - 15）
- (8) 協議第38号 観光振興助成について（協定項目22 - 16）
- (9) 協議第39号 新市基本計画（第1章～第3章）について

#### 4. その他

#### 5. 閉 会

協議第31号

各種検（健）診事業について（協定項目22 - 4）

各種検（健）診事業について、次のとおり提案する。

各種検（健）診事業は、合併次年度から一関市の制度に統一する。

平成22年 7月30日提出

一関市・藤沢町合併協議会  
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	22 各種事務事業の取扱い	関係項目	4 各種検（健）診事業
調整の内容	各種検（健）診事業は、合併次年度から一関市の制度に統一する。		

項目	一関市	藤沢町																																																																								
1 乳幼児健診事業	<p>(1) 乳幼児健診</p> <table border="1"> <tr> <td>健診</td> <td>1か月児</td> <td>3~4か月児</td> <td>6か月児</td> <td>9~10か月児</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>個別健診</td> <td>集団健診</td> <td>個別健診</td> <td>集団健診</td> </tr> <tr> <td>対応</td> <td>医師</td> <td>医師(小児科)、保健師、栄養士、助産師、看護師</td> <td>医師</td> <td>保健師、栄養士、看護師、歯科衛生士</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>健康診査</td> <td>健康診査</td> <td>健康診査</td> <td>健康相談</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>健診</td> <td>1歳児</td> <td>1歳 6か月児</td> <td>3歳児</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>個別健診</td> <td>集団健診</td> <td>集団健診</td> </tr> <tr> <td>対応</td> <td>医師</td> <td>医師(小児科)、歯科医師、保健師、栄養士、看護師、歯科衛生士</td> <td>医師(小児科)、歯科医師、保健師、栄養士、看護師、歯科衛生士</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>健康診査</td> <td>健康診査</td> <td>健康診査</td> </tr> </table>	健診	1か月児	3~4か月児	6か月児	9~10か月児	方法	個別健診	集団健診	個別健診	集団健診	対応	医師	医師(小児科)、保健師、栄養士、助産師、看護師	医師	保健師、栄養士、看護師、歯科衛生士	内容	健康診査	健康診査	健康診査	健康相談	健診	1歳児	1歳 6か月児	3歳児	方法	個別健診	集団健診	集団健診	対応	医師	医師(小児科)、歯科医師、保健師、栄養士、看護師、歯科衛生士	医師(小児科)、歯科医師、保健師、栄養士、看護師、歯科衛生士	内容	健康診査	健康診査	健康診査	<p>(1) 乳幼児健診</p> <table border="1"> <tr> <td>健診</td> <td>1か月児</td> <td>3~4か月児</td> <td>7か月児</td> <td>9~10か月児</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>一関市に同じ</td> <td>一関市に同じ</td> <td>集団健診</td> <td>一関市に同じ</td> </tr> <tr> <td>対応</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>医師、保健師、栄養士</td> <td>医師、保健師、栄養士</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>同上</td> <td>同上</td> <td>一関市に同じ</td> <td>健康診査</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>健診</td> <td>1歳児</td> <td>1歳 6か月児</td> <td>3歳児</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>集団健診</td> <td>一関市に同じ</td> <td>一関市に同じ</td> </tr> <tr> <td>対応</td> <td>医師、保健師、栄養士</td> <td>医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、栄養士</td> <td>医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、栄養士</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>健康診査</td> <td>健康診査、フッ素塗布</td> <td>健康診査、フッ素塗布</td> </tr> </table>	健診	1か月児	3~4か月児	7か月児	9~10か月児	方法	一関市に同じ	一関市に同じ	集団健診	一関市に同じ	対応	同上	同上	医師、保健師、栄養士	医師、保健師、栄養士	内容	同上	同上	一関市に同じ	健康診査	健診	1歳児	1歳 6か月児	3歳児	方法	集団健診	一関市に同じ	一関市に同じ	対応	医師、保健師、栄養士	医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、栄養士	医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、栄養士	内容	健康診査	健康診査、フッ素塗布	健康診査、フッ素塗布
	健診	1か月児	3~4か月児	6か月児	9~10か月児																																																																					
方法	個別健診	集団健診	個別健診	集団健診																																																																						
対応	医師	医師(小児科)、保健師、栄養士、助産師、看護師	医師	保健師、栄養士、看護師、歯科衛生士																																																																						
内容	健康診査	健康診査	健康診査	健康相談																																																																						
健診	1歳児	1歳 6か月児	3歳児																																																																							
方法	個別健診	集団健診	集団健診																																																																							
対応	医師	医師(小児科)、歯科医師、保健師、栄養士、看護師、歯科衛生士	医師(小児科)、歯科医師、保健師、栄養士、看護師、歯科衛生士																																																																							
内容	健康診査	健康診査	健康診査																																																																							
健診	1か月児	3~4か月児	7か月児	9~10か月児																																																																						
方法	一関市に同じ	一関市に同じ	集団健診	一関市に同じ																																																																						
対応	同上	同上	医師、保健師、栄養士	医師、保健師、栄養士																																																																						
内容	同上	同上	一関市に同じ	健康診査																																																																						
健診	1歳児	1歳 6か月児	3歳児																																																																							
方法	集団健診	一関市に同じ	一関市に同じ																																																																							
対応	医師、保健師、栄養士	医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、栄養士	医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、栄養士																																																																							
内容	健康診査	健康診査、フッ素塗布	健康診査、フッ素塗布																																																																							
	<p>(2) 乳幼児歯科健診</p> <table border="1"> <tr> <td>健診</td> <td>2歳 6か月児</td> <td>4歳児</td> <td>5歳児</td> <td>6歳児</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>一関市に同じ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対応</td> <td>同上</td> <td>実施していない</td> <td>実施していない</td> <td>実施していない</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>同上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	健診	2歳 6か月児	4歳児	5歳児	6歳児	方法	一関市に同じ				対応	同上	実施していない	実施していない	実施していない	内容	同上				<p>(2) 乳幼児歯科健診</p> <table border="1"> <tr> <td>健診</td> <td>2歳 6ヶ月児</td> <td>4歳児</td> <td>5歳児</td> <td>6歳児</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td>一関市に同じ</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対応</td> <td>同上</td> <td>実施していない</td> <td>実施していない</td> <td>実施していない</td> </tr> <tr> <td>内容</td> <td>同上</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	健診	2歳 6ヶ月児	4歳児	5歳児	6歳児	方法	一関市に同じ				対応	同上	実施していない	実施していない	実施していない	内容	同上																																			
健診	2歳 6か月児	4歳児	5歳児	6歳児																																																																						
方法	一関市に同じ																																																																									
対応	同上	実施していない	実施していない	実施していない																																																																						
内容	同上																																																																									
健診	2歳 6ヶ月児	4歳児	5歳児	6歳児																																																																						
方法	一関市に同じ																																																																									
対応	同上	実施していない	実施していない	実施していない																																																																						
内容	同上																																																																									

項目	一 関 市	藤 沢 町
<p>2 妊婦検(健)診 事業</p>	<p>(3) 妊婦検(健)診 妊婦一般健康診査</p> <p>【回数】 14回</p> <p>【方法】 医療機関に委託</p> <p>【内容】 健康診査、HBs、超音波検査</p> <p>妊婦子宮頸がん検診</p> <p>【回数】 妊婦23週までに1回</p> <p>【方法】 医療機関に委託</p> <p>妊婦歯科健診</p> <p>【時期】 妊娠期間中に1回</p> <p>【方法】 医療機関に委託</p>	<p>(3) 妊婦検(健)診 妊婦一般健康診査 一関市に同じ</p> <p>妊婦子宮頸がん検診 一関市に同じ</p> <p>妊婦歯科健診 実施していない</p>
<p>3 成人検(健) 診事業</p>	<p>(1) 循環器系健康健診 若年者健康診査(19~39歳) 特定健康診査 後期高齢者健康診査 肝炎ウイルス検診</p> <p>(2) ガン検診 胃がん検診 大腸がん検診 肺がん検診 乳がん検診 子宮がん検診 前立腺がん検診</p> <p>乳がん検診における超音波検査の有効性を検証するための比較試験 (厚生労働省の対がん総合戦略研究事業)(H23まで)</p> <p>(1)(2)の詳細は別紙一覧表のとおり</p>	<p>(1) 循環器系健康健診 実施していない 特定健康診査 後期高齢者健康診査 肝炎ウイルス検診</p> <p>(2) ガン検診 胃がん検診 大腸がん検診 肺がん検診 乳がん検診 子宮がん検診 前立腺がん検診</p> <p>乳がん検診における超音波検査の有効性を検証するための比較試験 (厚生労働省の対がん総合戦略研究事業)(H23まで)</p> <p>(1)(2)の詳細は別紙一覧表のとおり</p>

項目	一 関 市	藤 沢 町
4 一日人間ドック	<p>【対象】 30歳以上 【方法】 集団 【自己負担金】 国民健康保険及び75歳以上 男27,000円 女31,000円 その他の健康保険(男) 30～39歳、75歳以上 27,000円 40～74歳 31,000円 その他の健康保険(女) 30～39歳、75歳以上 31,000円 40～74歳 35,000円 ( 年度内50歳は、さらに10,000円の上乗せ助成 ) 【検査機関】 岩手県厚生農業協同組合連合会 ( 実施機関：(財) 岩手県予防医学協会 )</p>	<p>【対象】 35歳以上(国保加入者のみ) 【方法】 集団 【自己負担金】 一律20,000円 【検査機関】 岩手県厚生農業協同組合連合会 ( 実施機関：(財) 岩手県予防医学協会 )</p>
5 脳ドック	<p>【対象】 30歳以上69歳まで 【方法】 個別(社団医療法人西城病院) 【助成金】 1人当りの検査金額は36,120円とし、うち15,000円を市が助成する。</p>	<p>実施していない</p>
6 成人歯科健診等	<p>成人歯科健康診査 【対象】 40歳、50歳、60歳、70歳 【方法】 個別(契約歯科医療機関) 【内容】 歯科健診 【負担金】 700円(無料は胃がん検診と同じ) 【検査機関】 市内契約歯科医療機関</p>	<p>歯周病検診 【対象】 40歳以上 【方法】 集団 【内容】 歯周病検診(唾液採取によるヘモグロビン・LDH検査) 【負担金】 950円(全額自己負担) 【検査機関】 (財) 岩手県予防医学協会</p>
7 家庭訪問歯科診療	<p>【対象】 市内に居住し、在宅たきり者 【方法】 自宅訪問 【内容】 歯科健診、治療 【委託内容】 健診1回及び診療4回まで 歯科医師に対して1回 20,000円 補助者に対して 1回 4,000円 【その他】 医療については、別途保険診療で本人負担</p>	<p>実施していない</p>

## 成人検(健)診事業一覧表

検 診		一 関 市	藤 沢 町
若年者健康診査	対象	19～39歳	実施していない
	方法	集団	
	内容	問診・計測・脂質検査・尿検査・貧血検査・肝機能検査・代謝系検査、等	
	個人負担	2,000円(生活保護世帯は負担金無料)	
	検診機関	(財)岩手県予防医学協会	
特定健康診査	対象	40～74歳の生活保護受給者等高齢者の医療の確保に関する法律第20条の加入者に含まれない方	一関市に同じ
	方法	集団	一関市に同じ
	内容	問診・計測(腹囲プラス)・脂質検査・尿検査・肝機能検査・代謝系検査、等 眼底検査、心電図検査、貧血検査は基準に基づき実施	一関市に同じ
	個人負担	1,300円(70歳以上、生活保護世帯、前年度市民税非課税世帯の方及び満50歳の方は負担金無料)	1,000円 (前年度町民税非課税世帯は負担金無料)
	検診機関	(財)岩手県予防医学協会(契約医療機関)	一関市に同じ
後期高齢者健康診査	対象	75歳以上(通院治療中の者を除く)	一関市に同じ
	方法	集団及び個別	集団
	内容	特定健康診査に準ずる(腹囲測定を除く)	一関市に同じ
	個人負担	無料	一関市に同じ
	検診機関	(財)岩手県予防医学協会、市内契約医療機関	(財)岩手県予防医学協会
肝炎ウイルス検診	対象	40及び41歳以上の未受診者で希望される方	一関市に同じ
	方法	集団及び医療機関	集団
	内容	採血によるHBs抗原、HCV抗体検査	採血によるHCV抗体検査
	個人負担	400円(無料:70歳以上、生活保護世帯、満50歳の方、前年度市民税非課税世帯、65歳以上の後期高齢者医療被保険者証の受給者)	600円(無料:70歳以上、生活保護世帯、満50歳の方、前年度市民税非課税世帯、65歳以上の後期高齢者医療被保険者証の受給者)
	検診機関	(財)岩手県予防医学協会、市内契約医療機関	(財)岩手県予防医学協会
胃がん検診	対象	40歳以上	35歳以上
	方法	集団(同時受診49日間、胃・大腸がん19日間)	集団(同時受診10日間)
	内容	胃部X線検査(バリウム)	一関市に同じ
	個人負担	1,400円(無料:70歳以上、生活保護世帯、満50歳の方、前年度市民税非課税世帯、65歳以上の後期高齢者医療被保険者証の受給者)	国保1,000円、国保以外2,000円(無料:生活保護世帯、前年度町民税非課税世帯)
	検診機関	(財)岩手県対ガン協会	一関市に同じ
大腸がん検診	対象	40歳以上	一関市に同じ
	方法	集団	一関市に同じ
	内容	便潜血反応検査	便潜血反応検査(2日間)
	個人負担	500円(無料:70歳以上、生活保護世帯、満50歳の方、前年度市民税非課税世帯、65歳以上の後期高齢者医療被保険者証の受給者)	国保500円、国保以外1,000円(無料:70歳以上、生活保護世帯、満50歳の方、前年度市民税非課税世帯、65歳以上の後期高齢者医療被保険者証の受給者)
	検診機関	(財)岩手県対ガン協会	(財)岩手県予防医学協会

検 診		一 関 市	藤 沢 町
(X線検査) 肺がん検診	対象	40歳以上	一関市に同じ
	方法	集団	一関市に同じ
	内容	胸部X線間接撮影(CR:デジタル撮影)	一関市に同じ
	個人負担	500円(無料:70歳以上、生活保護世帯、満50歳の方、前年度市民税非課税世帯、65歳以上の後期高齢者医療被保険者証の受給者)	無料
	検診機関	(財)岩手県予防医学協会	撮影:(財)岩手県予防医学協会 読影:国保藤沢町民病院
(喀痰細胞診検査) 肺がん検診	対象	40歳以上(肺がん検診受診者でハイリスク該当者)	一関市に同じ
	内容	喀痰細胞診検査	一関市に同じ
	個人負担	700円(無料:70歳以上、生活保護世帯、満50歳の方、前年度市民税非課税世帯、65歳以上の後期高齢者医療被保険者証の受給者)	1,000円(無料:70歳以上、生活保護世帯、満50歳の方、前年度市民税非課税世帯、65歳以上の後期高齢者医療被保険者証の受給者)
	検診機関	(財)岩手県予防医学協会	一関市に同じ
乳がん検診	対象	40歳以上の女性(前年度未受診者)	40歳以上の女性(偶数年齢)
	方法	集団	集団
	内容	視触診及び乳房X線検査(マンモグラフィ)	一関市に同じ
	個人負担	1,200円(無料:70歳以上、生活保護世帯、満50歳の方、前年度市民税非課税世帯、65歳以上の後期高齢者医療被保険者証の受給者)	国保1,000円、国保以外2,000円(無料:70歳以上、生活保護世帯、満50歳の方、前年度市民税非課税世帯、65歳以上の後期高齢者医療被保険者証の受給者)
	検診機関	(財)岩手県対ガン協会	(財)岩手県予防医学協会
子宮がん検診	対象	20歳以上の女性(直近3年間の検査が全て異常なしの方を除く)	20歳以上の女性(偶数年齢)
	方法	個別(指定医療機関)及び集団	集団
	内容	頸部検診、頸部細胞診、経膈超音波検査(医療機関受診者全員)	頸部検診、頸部細胞診
	個人負担	1,500円(集団)、2,000円(医療機関)(無料:70歳以上、生活保護世帯、満50歳の方、前年度市民税非課税世帯、65歳以上の後期高齢者医療被保険者証の受給者)	国保1,000円、国保以外2,000円(無料:70歳以上、生活保護世帯、満50歳の方、前年度市民税非課税世帯、65歳以上の後期高齢者医療被保険者証の受給者)
	検診機関	市内契約医療機関6、(財)岩手県対ガン協会	(財)岩手県予防医学協会
前立腺がん検診	対象	50歳以上の男性(循環器系健診の受診者のみ)	一関市に同じ
	方法	集団(同時受診49日間、循環器系健診26日間)	集団(同時受診10日間)
	内容	採血による血清PSA検査	一関市に同じ
	個人負担	500円(無料:70歳以上、生活保護世帯、満50歳の方、前年度市民税非課税世帯、65歳以上の後期高齢者医療被保険者証の受給者)	1,575円(全額自己負担)
	検診機関	(財)岩手県予防医学協会、市内契約医療機関	(財)岩手県予防医学協会

協議第32号

在宅心身障害児（者）一時介護事業について（協定項目22 - 5）

在宅心身障害児（者）一時介護事業について、次のとおり提案する。

在宅心身障害児（者）一時介護事業は、合併次年度から一関市の制度を適用する。

平成22年7月30日提出

一関市・藤沢町合併協議会  
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	22 各種事務事業の取扱い	関係項目	5 在宅心身障害児（者）一時介護事業
調整の内容	在宅心身障害児（者）一時介護事業は、合併次年度から一関市の制度を適用する。		

項目	一 関 市	藤 沢 町
在宅心身障害児（者）一時介護事業	<p><b>【内 容】</b> 申請のあった利用者に対し、1人1月あたり2,000円に相当するレスパイトサービス 利用券を交付。利用者は、サービスを利用することにその利用料金の2分の1以内で、かつ1時間あたり400円以内の額で利用券を使用できる。</p> <p><b>【対象者】</b> 市内に住所を有し、在宅で保護者による介護を必要とする療育手帳Aの者</p> <p>レスパイトサービスとは、障がい児（者）をもつ親・家族を一体的に、一定期間、介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、介護負担を軽減する援助。</p>	実施していない

協議第33号

重度心身障害者介護手当及び在宅寝たきり高齢者等家族介護手当について  
(協定項目22 - 6)

重度心身障害者介護手当及び在宅寝たきり高齢者等家族介護手当について、  
次のとおり提案する。

- 1 在宅重度障害者家族介護慰労手当は、差異がないので、現行のとおりとする。
- 2 在宅寝たきり高齢者等介護手当は、合併次年度から一関市の制度に統一する。

平成22年 7月30日提出

一関市・藤沢町合併協議会  
会長 勝 部 修

平成22年 月 日(確認・継続協議)

一関市・藤沢町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	22 各種事務事業の取扱い	関係項目	6 在宅重度障害者家族介護慰労手当及び在宅寝たきり高齢者等介護手当
調整の内容	<p>1 在宅重度障害者家族介護慰労手当は、差異がないので、現行のとおりとする。</p> <p>2 在宅寝たきり高齢者等介護手当は、合併次年度から一関市の制度に統一する。</p>		

項目	一 関 市	藤 沢 町
1 在宅重度障害者家族介護慰労手当	<p><b>【事業内容】</b> 在宅重度障がい者（20才～65才未満で特別障害者手当該当程度）であって、過去1年間一定の福祉サービスを利用しなかった方の介護者を慰労し、その負担軽減を図るため、手当を給付。</p> <p><b>【手 当】</b> 月額 3,500円（介護保険2号被保険者該当者は対象外）</p>	<p><b>【事業内容】</b> 【手 当】</p> <p>一関市に同じ</p>
2 在宅寝たきり高齢者等介護手当給付事業費	<p><b>【事業内容】</b> 在宅で暮らす寝たきり高齢者等と同居して、介護を行っている家族の負担の軽減を図るため、介護者に対し介護手当の支給を行う。（年2回の支給）</p> <p>月に1日でも在宅日があれば、その月は支給の対象となる。</p> <p><b>【手 当】</b> 月額 5,000円</p> <p><b>【対 象 者】</b> 要介護4・要介護5の認定を受けた要介護者と同居し常時介護に従事している者。</p> <p><b>【支給実績(H21)】</b> 32,508千円</p> <p><b>【対象者数】</b> 590人（平成22年4月1日現在）</p>	<p><b>【事業内容】</b> 在宅で暮らす寝たきり高齢者等と同居して、介護を行っている家族の負担の軽減を図るため、介護者に対し介護手当の支給を行う。（年2回の支給）</p> <p>在宅日が15日未満の月分の支給は行わない。</p> <p><b>【手 当】</b> 月額 5,000円</p> <p><b>【対 象 者】</b> 藤沢町に住所を有し、要介護4・要介護5の認定を受け、概ね65歳以上の町民税非課税世帯にある寝たきり高齢者等と同居し常時介護に従事している者。</p> <p><b>【支給実績(H21)】</b> 465千円</p> <p><b>【対象者数】</b> 7人（平成22年4月1日現在）</p>

協議第34号

医療費助成事業について（協定項目22 - 8）

医療費助成事業について、次のとおり提案する。

医療費助成事業は、合併時に一関市の制度に統一する。

平成22年 7月30日提出

一関市・藤沢町合併協議会  
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	22 各種事務事業の取扱い	関係項目	8 医療費助成事業
調整の内容	医療費助成事業は、合併時に一関市の制度に統一する。		

項目	一 関 市	藤 沢 町
1 乳幼児、妊産婦及び重度心身障害者医療給付費	<p>(1) 乳幼児 【対象】 就学前までの児童 【所得制限】 なし（県基準を超える者は単独助成） 【自己負担】 なし（主たる生計維持者が住民税課税者である3歳～就学前児童は単独助成） 【支給実績】 5,544人 121,542千円（20年度）</p> <p>(2) 妊産婦 【対象】 妊娠5ヶ月に達した月の初日から出産日の翌月末日までの者 【所得制限】 あり＜県基準準拠＞ 【自己負担】 あり（ただし住民税非課税者はなし）＜県基準準拠＞ 【支給実績】 323人 19,161千円（20年度）</p> <p>(3) 重度心身障害者 【対象】 身障手帳1・2級、障害基礎年金1級、特別児童扶養手当1級、療育手帳Aの者 【所得制限】 あり＜県基準準拠＞ 【自己負担】 あり（ただし住民税非課税者及び就学前児童はなし（主たる生計維持者が住民税課税者である3歳～就学前児童は単独助成）） 【支給実績】 3,140人 228,078千円（20年度）</p>	<p>(1) 乳幼児 【対象】 一関市に同じ 【所得制限】 あり＜県基準準拠＞ 【自己負担】 あり（ただし3歳未満児及び主たる生計維持者が住民税非課税者である3歳～就学前児童はなし）＜県基準準拠＞ 【支給実績】 365人 3,915千円（20年度）</p> <p>(2) 妊産婦 【対象】 一関市に同じ 【所得制限】 一関市に同じ 【自己負担】 “ 【支給実績】 58人 2,275千円（20年度）</p> <p>(3) 重度心身障害者 【対象】 一関市に同じ 【所得制限】 一関市に同じ 【自己負担】 あり（ただし住民税非課税者及び3歳未満児はなし）＜県基準準拠＞ 【支給実績】 348人 22,025千円（20年度）</p>

項目	一 関 市	藤 沢 町
2 母子家庭等医療給付費	<p>(1) 母子家庭</p> <p>【対 象】 配偶者のいない女子で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養する者及びその児童、父母のいない18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童</p> <p>【所得制限】 あり&lt;県基準準拠&gt;</p> <p>【自己負担】 あり(ただし住民税非課税者及び就学前児童はなし(主たる生計維持者が住民税課税者である3歳~就学前児童は単独助成))</p> <p>【支給実績】 母子 2,551人 38,628千円(20年度)</p> <p>(2) 父子家庭(単独助成)</p> <p>【対 象】 配偶者のいない男子で18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童を扶養する者及びその児童</p> <p>【所得制限】 あり&lt;母子家庭県基準準拠&gt;</p> <p>【自己負担】 あり(ただし住民税非課税者及び就学前児童はなし)</p> <p>【支給実績】 父子 192人 1,297千円(20年度)</p>	<p>(1) 母子家庭</p> <p>【対 象】 一関市に同じ</p> <p>【所得制限】 ”</p> <p>【自己負担】 あり(ただし住民税非課税者及び3歳未満児はなし)&lt;県基準準拠&gt;</p> <p>【支給実績】 母子 200人 2,698千円(20年度)</p> <p>(2) 父子家庭(単独助成)</p> <p>【対 象】 一関市に同じ</p> <p>【所得制限】 一関市に同じ</p> <p>【自己負担】 あり(ただし住民税非課税者及び3歳未満児はなし)&lt;母子家庭県基準準拠&gt;</p> <p>【支給実績】 父子 59人 63千円(20年度)</p>

協議第35号

福祉乗車券について（協定項目22 - 10）

福祉乗車券について、次のとおり提案する。

福祉乗車券は、合併次年度から一関市の制度を適用する。

平成22年 7月30日提出

一関市・藤沢町合併協議会  
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	22 各種事務事業の取扱い	関係項目	10 福祉乗車券
調整の内容	福祉乗車券は、合併次年度から一関市の制度を適用する。		

項目	一関市	藤沢町										
福祉乗車券	<p><b>【対象者】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>重度障がい者</td> <td>身体障害者手帳 1級又は2級</td> </tr> <tr> <td>自動車税、軽自動車税の減免を受けている者は対象外。</td> <td>療育手帳 A</td> </tr> <tr> <td></td> <td>精神障害者保健福祉手帳 1級</td> </tr> <tr> <td></td> <td>精神障がいによる障害年金 1級</td> </tr> <tr> <td>80歳以上の一人暮らし高齢者</td> <td>市民税非課税の者</td> </tr> </table> <p><b>【助成内容】</b> 市と契約を交わした事業者が運行するバス、タクシーで利用できる乗車券を申請のあった対象者に交付。</p> <p><b>【助成額】</b> 乗車券は100円券と10円券の2種類で、月額1,000円分を一括交付(申請月から年度末までの分)</p>	重度障がい者	身体障害者手帳 1級又は2級	自動車税、軽自動車税の減免を受けている者は対象外。	療育手帳 A		精神障害者保健福祉手帳 1級		精神障がいによる障害年金 1級	80歳以上の一人暮らし高齢者	市民税非課税の者	実施していない
重度障がい者	身体障害者手帳 1級又は2級											
自動車税、軽自動車税の減免を受けている者は対象外。	療育手帳 A											
	精神障害者保健福祉手帳 1級											
	精神障がいによる障害年金 1級											
80歳以上の一人暮らし高齢者	市民税非課税の者											

協議第36号

商工業振興助成について（協定項目22 - 14）

商工業振興助成について、次のとおり提案する。

- 1 商工会議所、商工会への助成は、現行のとおりとする。
- 2 中小企業事業資金融資は、合併時に一関市の制度に統一する。なお、合併前に藤沢町の制度により適用した利子補給等の助成は、現行のまま一関市に引き継ぐ。
- 3 企業誘致奨励制度は、合併時に一関市の制度に統一する。

平成22年 7月30日提出

一関市・藤沢町合併協議会  
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	22 各種事務事業の取扱い	関係項目	14 商工業振興助成
調整の内容	<p>1 商工会議所、商工会への助成は、現行のとおりとする。</p> <p>2 中小企業事業資金融資は、合併時に一関市の制度に統一する。なお、合併前に藤沢町の制度により適用した利子補給等の助成は、現行のまま一関市に引き継ぐ。</p> <p>3 企業誘致奨励制度は、合併時に一関市の制度に統一する。</p>		

項目	一 関 市	藤 沢 町
1 商工会議所、商工会への助成	<p>【商工会議所補助金】 43,912千円（H22当初）</p> <p>【補助内容】 市内商工業者の経営基盤の確立及び育成強化を図るため、商工会議所が行う相談業務、指導業務等に助成。</p> <p>【会員数】 2,593人（H22）</p> <p>【職員数】 42人（H22）</p>	<p>【商工会補助金】 2,850千円（H22当初）</p> <p>【補助内容】 商工会を中心とした活力ある商店街形成及び農村地域工業振興のため実施する商工業振興対策事業に要する経費に対する助成。</p> <p>【会員数】 180人（H22）</p> <p>【職員数】 4人（H22）</p>
2 中小企業事業資金融資	<p>【目的】 中小企業の振興・育成のため事業資金の融資を実施</p> <p>【預託金額】 506,000千円</p> <p>【融資枠】 5,060,000千円</p> <p>【貸付限度額】 運転：25,000千円、設備：25,000千円、開業：12,500千円 経営安定：25,000千円、運転・設備・経営併用：37,500千円</p> <p>【貸付期間】 運転：7年以内、開業：7年以内、経営安定：10年以内 設備：12,500千円以内 7年以内 設備：12,500千円超 10年以内</p> <p>【貸付利率】 3年以内 2.70% 3年超 2.90%</p> <p>【利子補助】 1.5%</p> <p>【保証料補給】 0.85～0.225%</p>	<p>【目的】 中小企業の振興・育成のため事業資金の融資を実施</p> <p>【預託金額】 15,000千円</p> <p>【融資枠】 150,000千円</p> <p>【貸付限度額】 運転及び設備：12,500千円</p> <p>【貸付期間】 運転：5年以内、設備：7年以内</p> <p>【貸付利率】 3年以内 2.70% 3年超 2.90%</p> <p>【利子補助】 1.5%</p> <p>【保証料補給】 1.2～0.3%</p>

項目	一 関 市	藤 沢 町
<p>3 企業誘致奨励制度</p> <p>(1) ハード整備への補助金</p>	<p>企業立地促進奨励事業費補助金</p> <p>【対象経費】          用地取得費及び造成工事費、構築物等の建設費、機械、設備等償却資産の取得費</p> <p>【対象業種】 製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所</p> <p>【補助額】          新規雇用5人以上かつ固定資産投資額5,000万円以上の場合          指定地域 15%以内（うち県負担5%）          その他地域 10%以内（うち県負担5%）          新規雇用10人以上かつ固定資産投資額1億円以上の場合          指定地域 15%以内（うち県負担5%）          その他地域 10%以内（うち県負担5%）          但し、一関東第二工業団地の用地取得については、30%以内（うち県負担5%）          限度額3億円          指定地域とは真柴、真柴第二、上油田第二、大久保、一関東第二の各工業団地</p> <p>新規雇用25人以上かつ固定資産投資額1億円以上の場合          市全域 20%以内（うち県負担10%）          但し、一関東第二工業団地の用地取得については、30%以内（うち県負担10%）          、 については、平成22年～23年度限定          新規雇用5人以上かつ固定資産投資額1,000万円以上の場合          市全域 10%以内（市単独事業）          対象業種：ソフトウェア業・自然科学研究所・情報処理サービス業、          情報提供サービス業、デザイン業、機械設計業、エンジニアリング業</p>	<p>企業立地促進事業費補助金</p> <p>【対象経費】          用地取得費及び造成工事費、構築物等の建設費、機械、設備等償却資産の取得費</p> <p>【対象業種】 製造業、ソフトウェア業、自然科学研究所</p> <p>【補助額】          新規雇用5人以上かつ固定資産投資額5,000万円以上の場合          町全域 10%以内（うち県負担5%）          新規雇用10人以上かつ固定資産投資額5,000万円以上の場合          町全域 20%以内（うち県負担10%）          限度額3億円</p> <p>新規雇用25人以上かつ固定資産投資額1億円以上の場合          町全域 30%以内（うち県負担15%）          、 については、平成22年～23年度限定</p> <p>なし</p>

項目	一 関 市	藤 沢 町																																
(2) 岩手県の企業立地促進資金貸付を利用する場合理子補給補助	<p>企業立地促進資金利子補給補助金 融資を受けた日から3年を限度として、その期間内に実際に支払った利子相当額を補助</p>	なし																																
(3) 税の優遇制度	<p>固定資産税の減免、企業設備投資奨励補助金による優遇措置あり。</p> <table border="1" data-bbox="459 969 906 1798"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>優遇制度</th> <th>1～3年度目</th> <th>4、5年度目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農工地区・過疎地域</td> <td>固定資産税の減免</td> <td>全額を課税免除</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>うち特定区域</td> <td>企業設備投資奨励補助金</td> <td>上記に同じ</td> <td>固定資産税の1/2相当を補助</td> </tr> <tr> <td>農工地区・過疎地域以外の地域</td> <td>固定資産税の減免</td> <td>1/2を課税免除</td> <td>1/2を課税免除</td> </tr> <tr> <td>うち特定区域</td> <td>企業設備投資奨励補助金</td> <td>上記に加え、固定資産税の1/2相当を補助</td> <td>上記に同じ</td> </tr> </tbody> </table> <p>特定区域...工業団地等を対象として、首長の申請に基づき、知事が指定。 農工地区...一関東工業団地、上油田第二工業団地、大久保工業団地等 平成23年12月31日までの投資が対象となる 過疎地域...花泉、大東、室根、川崎地域</p> <p>「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除・・・有</p>	区 域	優遇制度	1～3年度目	4、5年度目	農工地区・過疎地域	固定資産税の減免	全額を課税免除	-----	うち特定区域	企業設備投資奨励補助金	上記に同じ	固定資産税の1/2相当を補助	農工地区・過疎地域以外の地域	固定資産税の減免	1/2を課税免除	1/2を課税免除	うち特定区域	企業設備投資奨励補助金	上記に加え、固定資産税の1/2相当を補助	上記に同じ	<p>固定資産税の減免、不均一課税による優遇措置あり。</p> <table border="1" data-bbox="480 159 707 913"> <thead> <tr> <th>区 域</th> <th>優遇制度</th> <th>1～3年度目</th> <th>4、5年度目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農工地区・過疎地域（町全域）</td> <td>固定資産税の減免</td> <td>全額を課税免除</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>うち特定区域</td> <td>固定資産税の不均一課税</td> <td>上記に同じ</td> <td>固定資産税の1/2を減免</td> </tr> </tbody> </table> <p>なし</p>	区 域	優遇制度	1～3年度目	4、5年度目	農工地区・過疎地域（町全域）	固定資産税の減免	全額を課税免除	-----	うち特定区域	固定資産税の不均一課税	上記に同じ	固定資産税の1/2を減免
区 域	優遇制度	1～3年度目	4、5年度目																															
農工地区・過疎地域	固定資産税の減免	全額を課税免除	-----																															
うち特定区域	企業設備投資奨励補助金	上記に同じ	固定資産税の1/2相当を補助																															
農工地区・過疎地域以外の地域	固定資産税の減免	1/2を課税免除	1/2を課税免除																															
うち特定区域	企業設備投資奨励補助金	上記に加え、固定資産税の1/2相当を補助	上記に同じ																															
区 域	優遇制度	1～3年度目	4、5年度目																															
農工地区・過疎地域（町全域）	固定資産税の減免	全額を課税免除	-----																															
うち特定区域	固定資産税の不均一課税	上記に同じ	固定資産税の1/2を減免																															

協議第37号

雇用促進・勤労者対策について（協定項目22 - 15）

雇用促進・勤労者対策について、次のとおり提案する。

雇用対策、離職者対策、勤労者対策及び職業訓練は、合併時から一関市の制度を適用する。

平成22年7月30日提出

一関市・藤沢町合併協議会  
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	22 各種事務事業の取扱い	関係項目	15 雇用促進・勤労者対策
調整の内容	雇用対策、離職者対策、勤労者対策及び職業訓練は、合併時から一関市の制度を適用する。		

項目	一 関 市	藤 沢 町
1 雇用対策	<p>(1) 雇用対策事業補助金</p> <p>【事業主体】 一関商工会議所</p> <p>【目的】 新規高卒者の地元就職促進、就職面接会等への補助。 ・同地区の就職希望の高校生を対象としたガイダンス開催 ・企業と就職担当の先生との情報交換会の開催 等</p> <p>【内容】 平成22年度予算額 445千円（市単） 高校在籍割：1校あたり15,000円 人口割：1人当り3円</p> <p>(2) 新規高卒者ふさと就職支援事業補助金</p> <p>【事業主体】 一関市内の事業所</p> <p>【目的】 新規高卒者の地元就職及び定着促進</p> <p>【内容】 ・平成22年度予算額 16,000千円（一部県単） ・平成22年3月に卒業した高校生を採用した事業所が新規高卒者に対して行う研修等人材育成費用に対する補助。 ・1事業所あたり200千円を限度に実績額に対して助成。</p>	<p>(1) 雇用対策事業分担金</p> <p>【事業主体】 一関市に同じ</p> <p>【目的】 一関市に同じ</p> <p>【内容】 平成22年度予算額 25千円（町単） 人口割：1人当り3円</p> <p>(2) 新規高卒者ふさと就職支援事業補助金</p> <p>なし</p>
2 離職者対策	<p>離職者対策資金利子補給金</p> <p>【目的】 岩手県離職者対策資金の貸付を受けた者に対する利子補給。（全額利子補給）</p> <p>【内容】 平成22年度予算額 17千円（市単） ・融資限度額：100万円 ・融資利率：年1.95%（保証料1.2%を含む） ・返済期間：10年以内 ・保証人：1名の連帯保証人 ・返済方法：元利均等月賦返済</p>	<p>離職者対策資金利子補給金</p> <p>【目的】 一関市に同じ</p> <p>【内容】 平成22年度予算額 49千円（町単） ・融資限度額、融資利率、返済期間、保証人、返済方法は、一関市に同じ</p>

項目	一 関 市	藤 沢 町												
<p>3 勤労者対策</p>	<p>勤労者生活安定資金貸付事業 勤労者の生活の安定と福祉増進のため融資を実施。</p> <p>【預託金額及び融資枠】</p> <table border="1" data-bbox="375 1093 558 1803"> <thead> <tr> <th>資金区分</th> <th>預託金</th> <th>融資枠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活安定資金</td> <td>7,500千円</td> <td>30,000千円</td> </tr> <tr> <td>住宅資金</td> <td>3,000千円</td> <td>12,000千円</td> </tr> <tr> <td>教育資金</td> <td>3,000千円</td> <td>12,000千円</td> </tr> </tbody> </table>	資金区分	預託金	融資枠	生活安定資金	7,500千円	30,000千円	住宅資金	3,000千円	12,000千円	教育資金	3,000千円	12,000千円	<p>勤労者生活安定資金貸付事業</p> <p>なし</p>
資金区分	預託金	融資枠												
生活安定資金	7,500千円	30,000千円												
住宅資金	3,000千円	12,000千円												
教育資金	3,000千円	12,000千円												
<p>4 職業訓練</p>	<p>(1) 新規学卒者・求職者研修事業</p> <p>【目的】 新規学卒者等の未就職者を対象として、実務能力の育成を図る。</p> <p>【内容】            情報化研修            平成22年度予算額 1,000千円（市単）            パソコン基礎技術、ワード・エクセルの習得、能力開発講話20日間（120時間）            コース、定員20名を2回実施            品質管理研修            平成22年度予算額 195千円（市単）新規            品質管理4級の資格取得のための研修、4日間コース、定員10名を2回実施</p> <p>(2) 求職者就職支援職業訓練事業補助金</p> <p>【目的】 離職者の再就職を促進するため雇用・能力開発センターまたは岩手県から委託を受けて、公共職業訓練を実施する団体に対し、訓練に要する費用の一部を助成。</p> <p>【内容】 平成22年度予算額 700千円（市単）            O A ビジネス科ほか3講座</p>	<p>(1) 新規学卒者・求職者研修事業</p> <p>なし</p> <p>(2) 求職者就職支援職業訓練事業補助金</p> <p>なし</p>												

協議第38号

観光振興助成について（協定項目22 - 16）

観光振興助成について、次のとおり提案する。

- 1 観光イベント等助成事業は、新市において事業内容を精査し、助成のあり方を検討する。
- 2 観光協会等への助成は、新市において活動内容等を精査し、助成のあり方を検討する。

平成22年7月30日提出

一関市・藤沢町合併協議会  
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

一関市・藤沢町合併協議会 協議事項調整内容

協定項目	22 各種事務事業の取扱い	関係項目	16 観光振興助成
調整の内容	<p>1 観光イベント等助成事業は、新市において事業内容を精査し、助成のあり方を検討する。</p> <p>2 観光協会への助成は、新市において事業内容等を精査し、助成のあり方を検討する。</p>		

項目	一 関 市	藤 沢 町																																																												
1 観光イベント等 助成事業	<p>市内各地域で開催される観光イベント等について一定額を助成し、新たな観光客の誘客と地域の活性化を図る。</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>イベント</th> <th>H21事業費</th> <th>H21助成金</th> <th>H22助成金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一関夏祭り開催負担金</td> <td>24,200</td> <td>8,400</td> <td>8,400</td> </tr> <tr> <td>花泉まつり実行委員会補助金</td> <td>3,380</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> </tr> <tr> <td>千厩夏祭り補助金</td> <td>2,400</td> <td>800</td> <td>800</td> </tr> <tr> <td>むろね夏祭り補助金</td> <td>2,120</td> <td>350</td> <td>350</td> </tr> <tr> <td>かわさき夏まつり花火大会</td> <td>----</td> <td>----</td> <td>2,667</td> </tr> <tr> <td>唐梅館絵巻開催補助金</td> <td>9,500</td> <td>6,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>大相撲東関部屋合宿招致事業</td> <td>2,800</td> <td>750</td> <td>750</td> </tr> <tr> <td>一関春祭り開催事業補助金</td> <td>2,270</td> <td>1,600</td> <td>1,600</td> </tr> <tr> <td>全国地ビ・ルフエステイバル開催補助金</td> <td>6,290</td> <td>850</td> <td>850</td> </tr> <tr> <td>せんまや光のペ - ジェント補助金</td> <td>108</td> <td>50</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>水晶あんどん祭り事業補助金</td> <td>1,490</td> <td>360</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>夫婦石観光まつり補助金</td> <td>1,058</td> <td>500</td> <td>500</td> </tr> <tr> <td>大東大原水かけまつり助成金</td> <td>4,659</td> <td>1,400</td> <td>1,400</td> </tr> <tr> <td>室根大祭協賛会補助金</td> <td>----</td> <td>----</td> <td>8,000</td> </tr> </tbody> </table>	イベント	H21事業費	H21助成金	H22助成金	一関夏祭り開催負担金	24,200	8,400	8,400	花泉まつり実行委員会補助金	3,380	2,000	2,000	千厩夏祭り補助金	2,400	800	800	むろね夏祭り補助金	2,120	350	350	かわさき夏まつり花火大会	----	----	2,667	唐梅館絵巻開催補助金	9,500	6,000	6,000	大相撲東関部屋合宿招致事業	2,800	750	750	一関春祭り開催事業補助金	2,270	1,600	1,600	全国地ビ・ルフエステイバル開催補助金	6,290	850	850	せんまや光のペ - ジェント補助金	108	50	50	水晶あんどん祭り事業補助金	1,490	360	360	夫婦石観光まつり補助金	1,058	500	500	大東大原水かけまつり助成金	4,659	1,400	1,400	室根大祭協賛会補助金	----	----	8,000	<p>町新行政改革大綱により、観光イベント等への補助金は交付していない。</p> <p>藤沢野焼祭 総予算額 6,700千円 (H22)</p> <p>助成金 なし</p> <p>参考) H17 2,400千円 H18 1,000千円 H19~ なし</p>
イベント	H21事業費	H21助成金	H22助成金																																																											
一関夏祭り開催負担金	24,200	8,400	8,400																																																											
花泉まつり実行委員会補助金	3,380	2,000	2,000																																																											
千厩夏祭り補助金	2,400	800	800																																																											
むろね夏祭り補助金	2,120	350	350																																																											
かわさき夏まつり花火大会	----	----	2,667																																																											
唐梅館絵巻開催補助金	9,500	6,000	6,000																																																											
大相撲東関部屋合宿招致事業	2,800	750	750																																																											
一関春祭り開催事業補助金	2,270	1,600	1,600																																																											
全国地ビ・ルフエステイバル開催補助金	6,290	850	850																																																											
せんまや光のペ - ジェント補助金	108	50	50																																																											
水晶あんどん祭り事業補助金	1,490	360	360																																																											
夫婦石観光まつり補助金	1,058	500	500																																																											
大東大原水かけまつり助成金	4,659	1,400	1,400																																																											
室根大祭協賛会補助金	----	----	8,000																																																											

項目	一 関 市	藤 沢 町																		
2 観光協会への助成	<p>観光協会を育成し、市及び圏域の観光地を広く紹介すると共に、観光客の誘致及び観光事業の発展と、産業の振興を図る。</p> <p>H22年度の補助額</p> <table border="1" data-bbox="375 996 742 1747"> <thead> <tr> <th>協会名</th> <th>補助額</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一関観光協会</td> <td>6,940千円</td> <td>前々年度の決算を基に算定 人件費決算の2/3</td> </tr> <tr> <td>花泉町観光協会</td> <td>300千円</td> <td>その他管理経費及び事業費の1/2</td> </tr> <tr> <td>千厩町観光協会</td> <td>450千円</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>東山町観光協会</td> <td>3,000千円</td> <td>定額</td> </tr> <tr> <td>室根山観光協会</td> <td>450千円</td> <td>定額</td> </tr> </tbody> </table>	協会名	補助額	備 考	一関観光協会	6,940千円	前々年度の決算を基に算定 人件費決算の2/3	花泉町観光協会	300千円	その他管理経費及び事業費の1/2	千厩町観光協会	450千円	定額	東山町観光協会	3,000千円	定額	室根山観光協会	450千円	定額	<p>町からの補助は行っていない。 年会費（36会員 @10,000円）で運営している。</p> <p>H14 町補助金 190,000円 H15 " 180,000円 H16 " 170,000円 H17 " 150,000円 H18 " 50,000円 H19以降 " 0円</p>
協会名	補助額	備 考																		
一関観光協会	6,940千円	前々年度の決算を基に算定 人件費決算の2/3																		
花泉町観光協会	300千円	その他管理経費及び事業費の1/2																		
千厩町観光協会	450千円	定額																		
東山町観光協会	3,000千円	定額																		
室根山観光協会	450千円	定額																		

協議第39号

新市基本計画（第1章から第3章まで）について（協定項目23）

新市基本計画（第1章から第3章まで）について、別紙のとおり提案する。

平成22年7月30日提出

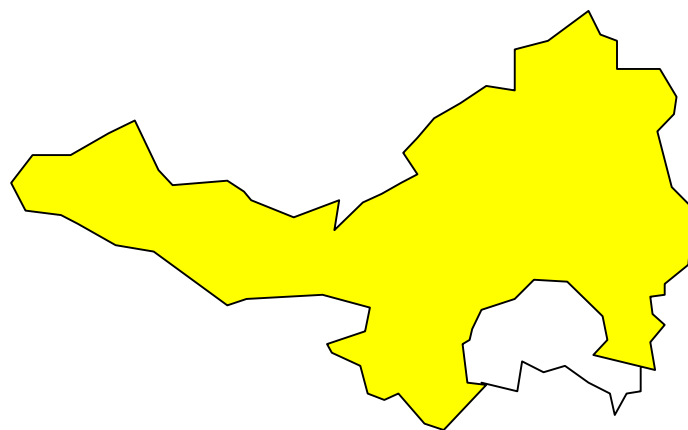
一関市・藤沢町合併協議会  
会長 勝 部 修

平成22年 月 日（確認・継続協議）

人と人、地域と地域が結び合い  
未来輝く いちのせき

# 新市基本計画(案)

第1章～第3章



平成22年 月

一関市・藤沢町合併協議会

## 目 次

<b>第1章 序 論</b>	<b>1</b>
1 合併の必要性	1
2 計画作成の方針	5
<b>第2章 新市の概況</b>	<b>6</b>
1 位置・地勢	6
2 沿 革	6
3 面積・土地利用	6
4 人口・世帯	7
5 産 業	8
6 主要指標の見通し	12
<b>第3章 まちづくりの基本方針</b>	<b>13</b>
1 将来像	13
2 基本目標	14
3 まちづくりの方向性	15
<b>第4章 新市の主要施策</b>	<b>18</b>
1 地域資源を生み育て賑わいと活力あふれるまちづくり	19
2 みんなで支え合い共に創る安全・安心のまちづくり	22
3 人を育み文化を創造する生きがいのあるまちづくり	24
4 人と情報が活発に行き交うふれあいと連携のまちづくり	26
5 水と緑を守り育み自然と共生するまちづくり	27
<b>第5章 計画の推進</b>	<b>28</b>
<b>第6章 新市における県事業</b>	<b>29</b>
1 県の役割	29
2 新市における県事業	29
<b>第7章 公共施設の統合整備</b>	<b>30</b>
<b>第8章 財政計画</b>	<b>31</b>
1 財政計画作成にあたって	31
2 歳 入	31
3 歳 出	32
4 財政計画	34

# 第1章 序 論

## 1 合併の必要性

### (1)暮らしやすい地域をつくるために

広域化する人々の暮らしや経済活動を支える

交通機関や情報通信技術の発達などに伴い、人々の日常生活や経済活動の範囲は現在の行政区域を越えて大きく広がっています。そのような中、平成17年には両磐地区の7市町村が合併し現在の一関市が誕生しました。

同じ両磐地区にある一関市と藤沢町は、地理的にも歴史的にも結びつきが強く、通勤や通学、買い物や病院など住民相互の交流も活発に行われてきています。

生活圏を同じくする両市町の合併により、広域的な活動を支える一体的な行政サービスを提供し、暮らしや経済活動がよりスムーズに行えるようにしていくことが必要です。

安全で快適な生活環境を確保する

本地域は、北上川とその支流域がたびたび氾濫し、洪水被害を受けてきたことから、治水対策が地域固有の重要な課題であり、現在行われている治水事業の促進をはじめとした、より安全なまちづくりが強く求められています。

また、地域の一体感を高め、人や物の移動・交流をスムーズにする道路交通網の整備、快適な暮らしを支える上下水道や公園の整備、さらには情報通信分野の整備などが求められています。

広大な面積を有し、県境に位置している本地域において、安全で快適な生活環境を整えていくためには、国や県の支援制度等の効果的な導入を図りながら、広域的な視点による計画的かつ重点的なまちづくりを進めていくことが必要です。

市町道の整備状況（平成20年度）（単位：％）

区 分	改良率	舗装率
新 市	52.0	48.8
一関市	51.7	48.1
藤沢町	54.0	53.7
岩手県平均	57.7	55.7

資料：岩手の道路現況

上下水道の整備状況（平成20年度）（単位：％）

区 分	水道普及率	汚水衛生処理率
新 市	84.1	47.8
一関市	83.1	49.0
藤沢町	96.9	32.1
岩手県平均	92.8	70.2

資料：岩手県の水道概況、汚水処理施設整備状況

## (2)自主・自立の地域をつくるために

### 地域活力の向上を図る

本地域の産業経済は、現在、多くの分野において厳しい状況におかれています。

農業は、米を中心に、地域特性を活かした畜産や野菜、花き、果樹などの生産が複合的に行われ、地域の重要な産業となっていますが、従事者の高齢化が顕著になってきており、担い手を主体とした強固な農業構造への転換が必要となっています。

これまで地域経済をリードしてきた工業も、経済情勢の悪化などから事業所の減少傾向が続いていますが、東北地方に自動車関連産業の集積が進みつつあり、中東北の中心に位置する立地特性を活かした工業振興を展開する好機を迎えています。

商業は、商圈の広域化や郊外への大型商業施設の立地などにより、中心市街地の活力が低下しており、歴史・文化等地域の特色を活かすなど、魅力ある商店街の形成が求められています。

観光については、恵まれた観光資源の活用や地域産業との連携を図るなど、新たな振興が必要です。

雇用情勢は、依然として厳しい状況が続いており、新たな雇用の場を創出し雇用の安定を図ることが急務となっています。

このような取組を進め、若者の定着と交流人口の増加を図りながら、地域の産業経済を活性化させていく必要があります。

両市町が持つ資源を結集・共有し、地域の総合力を高めるとともに、人口規模や経済規模を活かし、国・県はもとより民間資本の投入も導くことができるよう中東北の拠点都市としての存在感を高めてまいります。

総人口、農業産出額、製造品出荷額、商業年間販売額、観光客入込数

区 分	人 口		農業産出額		製造品出荷額等		商業年間販売額		観光客入込数	
	実数 (人)	県内 順位	実数 (億円)	県内 順位	実数 (億円)	県内 順位	実数 (億円)	県内 順位	実数 (万人回)	県内 順位
新 市	135,722	2	301	1	2,948	3	1,899	5	218	5
一関市	125,818	3	260	1	2,723	3	1,850	5	199	7
藤沢町	9,904	26	41	22	225	18	49	29	19	30
資 料	国勢調査/平成 17年		岩手県生産農業所 得統計/平成18年		工業統計/平成19年 (従業者4人以上)		商業統計/平成 19年		岩手県観光統計 概要/平成19年	

### 地方分権時代に即応し自治能力を強化する

地方分権改革は、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本に、国及び地方

公共団体が、分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高めることによって、自らの判断と責任に基づく行政運営を推進するものです。

国においては、地方公共団体への一層の権限移譲や関与の見直しなどを行い、さらなる地方分権の推進を図ることとしています。

地方においては、自らの進むべき方向を自らが決める自己決定能力と、その責任を自らが果たす自己責任能力を備えることが求められており、地域の実情に即したまちづくりを進めるためには、さらに行政基盤を強化していく必要があります。

#### 効率的・効果的な行財政の基盤を確保する

財政状況は、少子高齢化の進展、人口減少、経済情勢の悪化などにより、厳しさを増している状況にあることから、財政の健全化を図り、行政課題や多様な市民ニーズに的確に対応できる持続可能な財政基盤の確立に努めていく必要があります。

このような中で、行政サービスを維持・向上していくためには、合併によるスケールメリットを最大限に活かしながら行財政の改革に努め、行政コストの削減を図るとともに限られた財源を効率的かつ効果的に運用していくことが必要です。

#### 主な財政指標（平成20年度）

項目	単位	一関市	藤沢町
歳入決算総額	億円	572.6	54.3
うち市町税の占める割合	%	21.1	12.5
うち地方交付税の占める割合	%	38.6	51.4
歳出決算総額	億円	555.7	51.1
住民一人当たり決算額	万円	45.1	54.0
財政力指数		0.40	0.24

資料：両市町決算カード/平成20年度

#### 職員数（平成22年4月1日現在）

（単位：人）

区分	一関市	藤沢町	計	区分	一関市	藤沢町	計
市町長の事務部局	820	77	897	農業委員会	8	3	11
議会事務局	7	3	10	消防本部	216		216
教育委員会	248	20	268	水道事業部局	39	4	43
選挙管理委員会	2	1	3	病院事業部局		87	87
監査委員事務局	5		5	その他(県への派遣等)	14	2	16
				計	1,359	197	1,556

資料：両市町担当課

### (3) 社会の変化に対応していくために

#### 多様化・高度化する住民ニーズに応える

人々の意識や価値観、社会の態様も従来とは大きく様変わりしてきています。

こうした中で、今後ますます多様化、高度化していく住民ニーズに、将来にわたって柔軟に対応できる体制を整えていく必要があります。

#### 少子高齢・人口減少社会に対応する

少子高齢化は、経済成長の低迷や地域社会の活力維持に大きな影響をもたらします。一人暮らし老人の世帯や介護を必要とするお年寄りなどが増え、医療や福祉などのサービスの需要が増大し、高齢者を支えるために若年層への負担は年々重くなってきています。

高齢者福祉や子育てサービス水準を維持・向上させることができる体制を確保していくためには、合併によりさらに効率的、一体的なサービスの提供体制を構築していくことが必要です。

#### 高齢化率

区 分	新 市	一 関 市	藤 沢 町	岩 手 県	全 国
高齢化率 (%)	28.0	27.6	32.8	24.5	20.1

資料：国勢調査 / 平成17年

## 2 計画作成の方針

### (1) 計画作成の趣旨

本計画は、一関市と藤沢町の合併による新市のまちづくりを進めるにあたっての基本方針等を定め、その効果的な推進により、新市の一体性の速やかな確立と住民福祉の向上等を図るために作成します。

### (2) 計画の構成

本計画は、新市の円滑な運営の確保及び均衡ある発展を図るための基本方針、これを実現するための主要施策、公共施設の統合整備及び財政計画で構成します。

### (3) 計画の期間

本計画の期間は、合併年度から平成27年度までとします。

ただし、財政計画については、計画期間終了後の財政状況についても見通す必要があることからおおむね10年間とします。

### (4) 計画作成に際しての留意事項

本計画は、両市町の「総合計画」を踏まえたものとし、地域の特性と課題、社会経済情勢の変化などを考慮し検討します。

主要施策は、住民福祉の向上、新市の一体性の確立及び均衡ある発展に資するものを中心に、事業効果を十分に検証し、健全な行財政運営に留意しながら選定します。

公共施設の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないように配慮するとともに、新市全体のバランスや財政事情等も考慮しながら検討します。

財政計画は、新市において健全な財政運営が行われるよう十分留意します。

## 第2章 新市の概況

### 1 位置・地勢

本地域は、岩手県の南端に位置し、南は宮城県、西は秋田県と接しています。首都圏から450kmの距離で、東北地方のほぼ中央、盛岡と仙台の中間地点にあります。

地形は、中央部を流れる北上川とその支流域に平野部が開けています。西は奥羽山脈で栗駒山の周囲に深い森が広がり、東は北上山系で全般に緩やかな丘陵地が続いています。北上川は一関市狐禅寺地区まではゆったりと流れていますが、それより下流側は狭隘部となっていて、大雨が降ると洪水となり、ときには大きな被害をもたらしてきました。

### 2 沿革

明治の近代化以降の地域の成り立ちは、明治の廃藩置県によって胆沢県、一関県、水沢県、磐井県と変遷し、明治9年に岩手県に編入されました。

一関市は、平成17年9月、一関市、花泉町、大東町、千厩町、東山町、室根村、川崎村の7市町村の合併により現在の一関市になりました。

一方藤沢町は、昭和30年に藤沢町、黄海村、八沢村、大津保村（津谷川を除く）の4町村が合併し現在の藤沢町となりました。

このように両市町の区域は、その時代の移り変わりに対応して、変遷してきました。

### 3 面積・土地利用

両市町の総面積は1,256.25km<sup>2</sup>で県内2番目の規模となり、東西は約63km、南北は約46kmの広がりがあります。

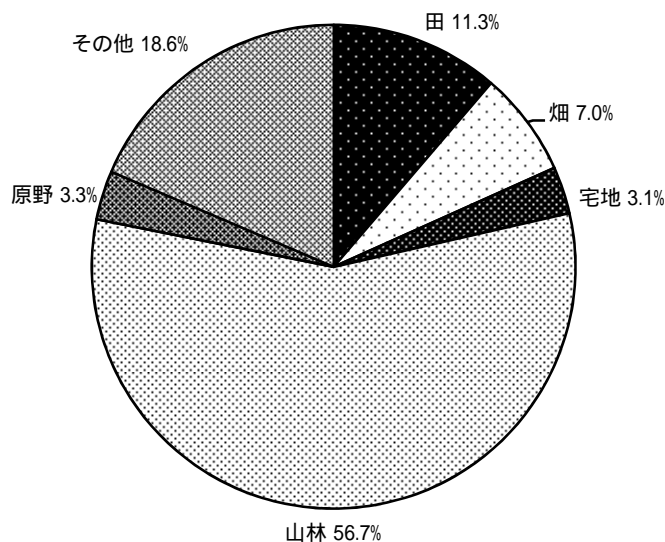
土地利用の状況は、総面積のうち56.7%が山林で占められ、次いで田が11.3%、畑が7.0%となっており、県内でみれば比較的農地の割合が高い地域といえます。

土地利用の状況（地目別面積）

（単位：km<sup>2</sup>）

	田	畑	宅地	山林	原野	その他	計
新市	141.60	88.35	39.44	712.43	41.11	233.32	1,256.25
一関市	129.99	71.33	35.61	639.91	40.16	216.10	1,133.10
藤沢町	11.61	17.02	3.83	72.52	0.95	17.22	123.15

地目別面積の割合



資料：岩手県統計年鑑/平成21年1月1日

4 人口・世帯

(1) 総人口

平成17年の国勢調査による両市町の人口は135,722人で、岩手県内では盛岡市に次いで第2位の人口規模となります。

昭和60年以降の人口の推移をみると、減少が続いており、平成12年から17年の5年間では、約5,100人の減少となりました。

総人口の推移

（単位：人、％）

	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	増加率	
	(1985年)	(1990年)	(1995年)	(2000年)	(2005年)	S60	H17
新市	146,065	144,896	143,974	140,825	135,722		7.1
一関市	134,848	133,747	133,138	130,373	125,818		6.7
藤沢町	11,217	11,149	10,836	10,452	9,904		11.7

資料：国勢調査

## (2)年齢3階層別人口

両市町の年齢3階層別の人口をみると、平成17年では65歳以上の人口が、一関市で27.6%、藤沢町で32.8%、全体では28.0%となっており、全国平均や岩手県平均を上回っています。

年齢階層別人口 (単位：人、%)

	0～14歳		15～64歳		65歳以上	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
新市	17,951	13.2	79,283	58.4	38,022	28.0
一関市	16,748	13.3	73,826	58.7	34,778	27.6
藤沢町	1,203	12.1	5,457	55.1	3,244	32.8

資料：平成17年国勢調査

## (3)世帯数

両市町の総世帯数は、人口が減少しているのに対し、増加を続けていますが、平成17年にはほぼ横ばいとなっています。

総世帯数の推移 (単位：人、%)

	S60年 (1985年)	H2年 (1990年)	H7年 (1995年)	H12年 (2000年)	H17年 (2005年)	増加率	
						S60	H17
新市	38,503	39,602	41,530	43,145	43,554		13.1
一関市	35,804	36,895	38,775	40,374	40,772		13.9
藤沢町	2,699	2,707	2,755	2,771	2,782		3.1

資料：国勢調査

# 5 産 業

## (1)産業別就業者数

産業3分類別に見た両市町の就業者数は、平成7年までは第1次産業が減少し、第2次産業、第3次産業が増加していますが、平成17年をみると、人口の減少もあり、全就業者数が減少しています。構成比は、第1次産業と第2次産業が減少し、第3次産業が増加しています。

産業3分類別就業者数の推移

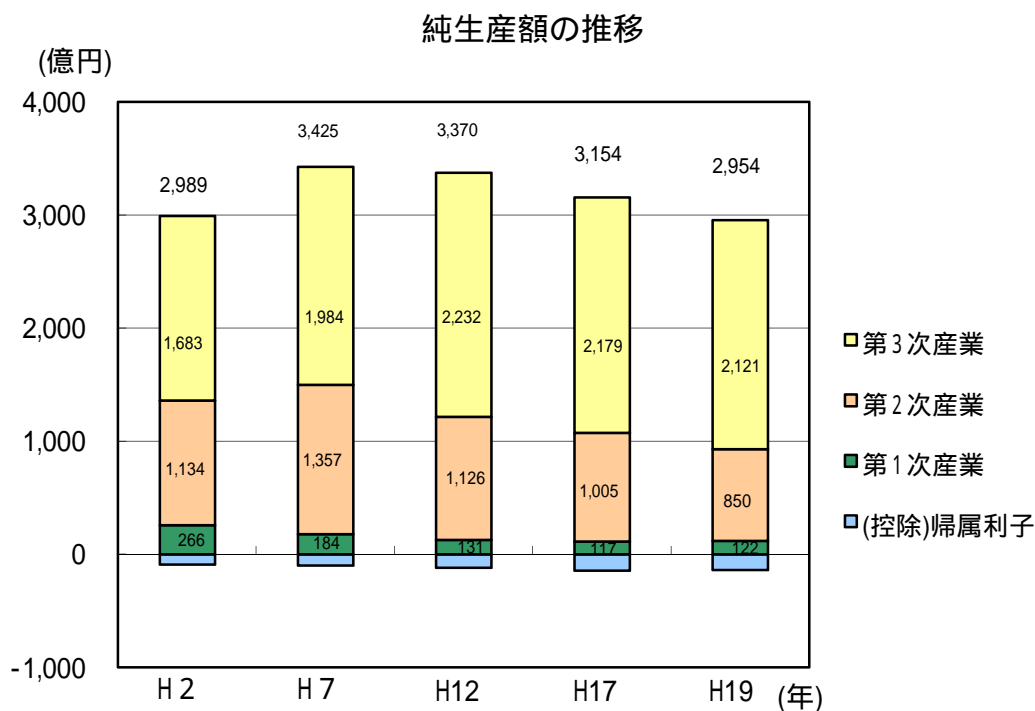
単位：人、( ) = 構成比、%

産業分類	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第1次産業	24,655(31.2)	19,941(25.2)	15,577(20.0)	12,913(17.2)	11,456(16.7)
第2次産業	23,839(30.2)	27,447(34.7)	28,176(36.2)	27,324(36.5)	22,453(32.7)
第3次産業	30,517(38.6)	31,675(40.1)	34,047(43.8)	34,701(46.3)	34,677(50.6)
総数	79,011(100)	79,063(100)	77,800(100)	74,938(100)	68,586(100)

資料：国勢調査

## (2)純生産額

平成19年度の両市町の純生産額は2,954億円で、ここ10年ほどは減少傾向が続いています。産業別にみても、いずれも減少あるいは横ばい状態となっています。

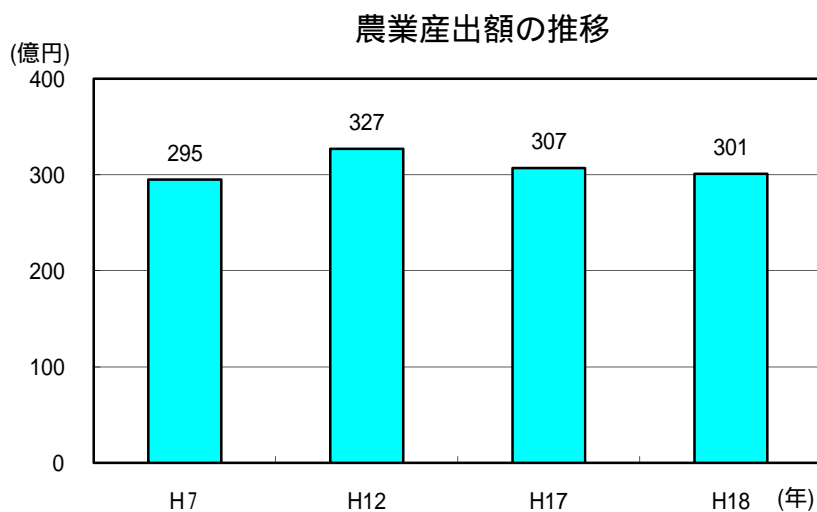


資料：岩手県統計年鑑 合計は帰属利子を控除した額

## (3)農 業

平成17年の両市町の経営耕地面積は13,989ha、農家数は13,929戸、農業就業人口は17,510人となっています。経営耕地面積、農家数、農業就業人口とも減少傾向が続いています。

農業産出額は、平成7年以降では平成12年の327億円をピークに減少あるいは横ばいの状況にあり、平成18年の農業産出額は301億円となっています。県内では第1位となっています。

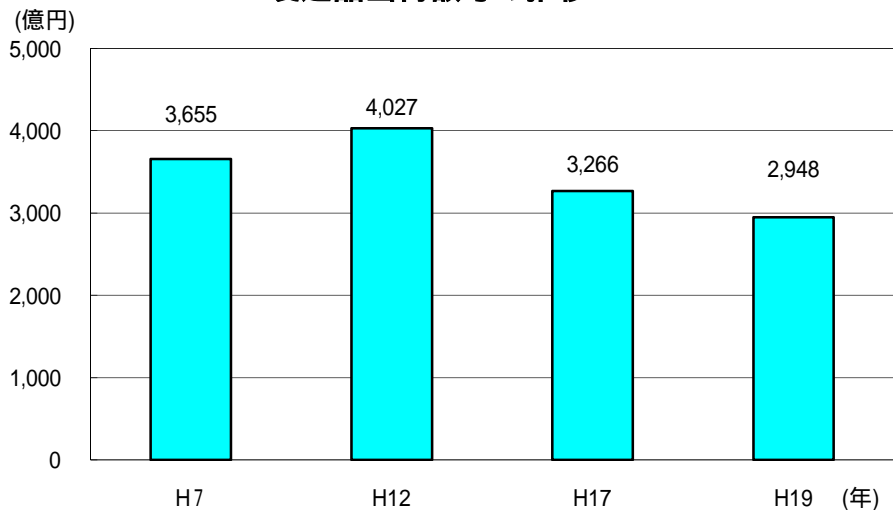


資料：岩手県生産農業所得統計

### (4) 工業

平成19年の両市町の工業は、322事業所、従業者数14,133人、製造品出荷額等2,948億円となっています。事業所数、従業者数、製造品出荷額等とも減少傾向が続いています。

#### 製造品出荷額等の推移

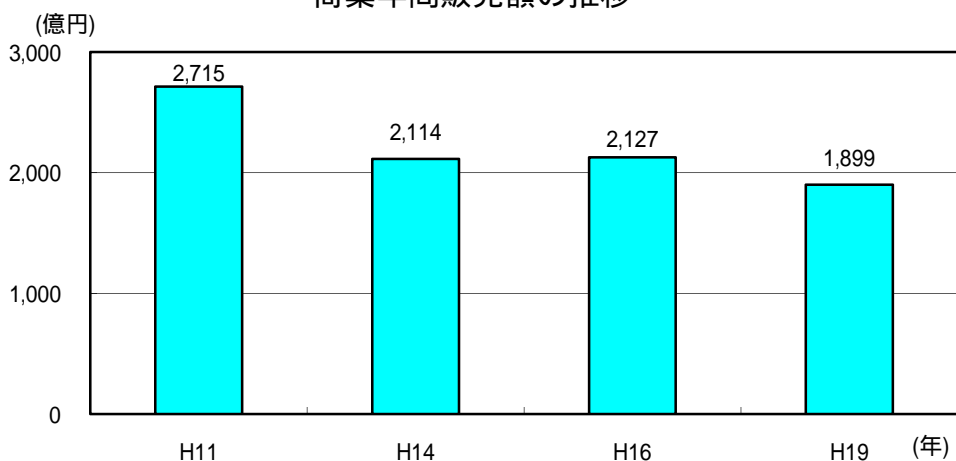


資料：工業統計（従業員4人以上）

### (5) 商業

平成19年の両市町の商業は、商店数1,736店、従業者数9,465人、年間販売額1,899億円となっています。消費の低迷が続いていることなどが影響し、商店数、従業者数、年間販売額とも減少傾向にあります。

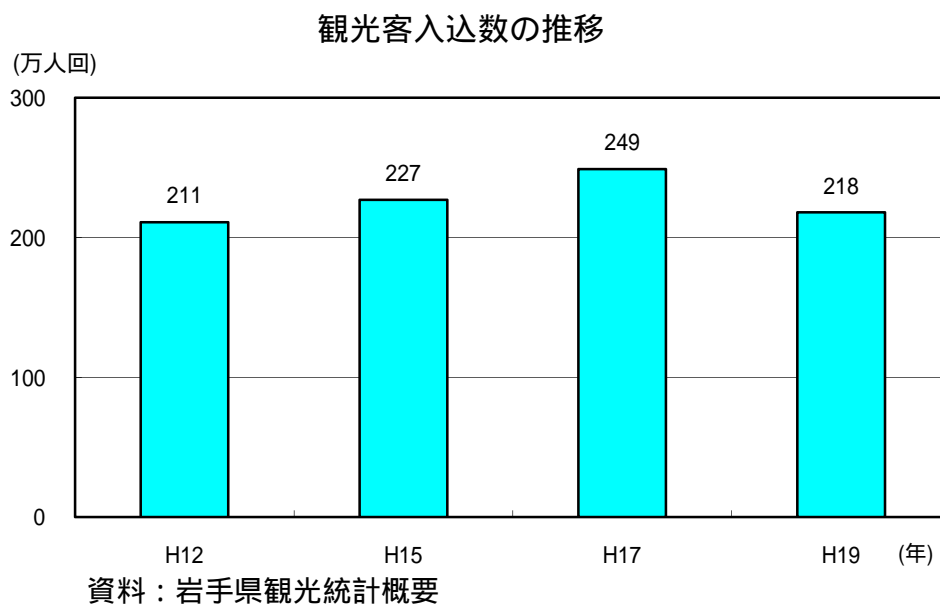
#### 商業年間販売額の推移



資料：商業統計

## (6) 観 光

両市町は観光資源に恵まれ、毎年多くの観光客が訪れており、平成17年には約250万人を記録していますが、その後は減少傾向にあり、平成19年の観光客入込数は約218万人となっています。日帰客が多く通過型の観光地となっており、宿泊客の割合は10%を下回っています。



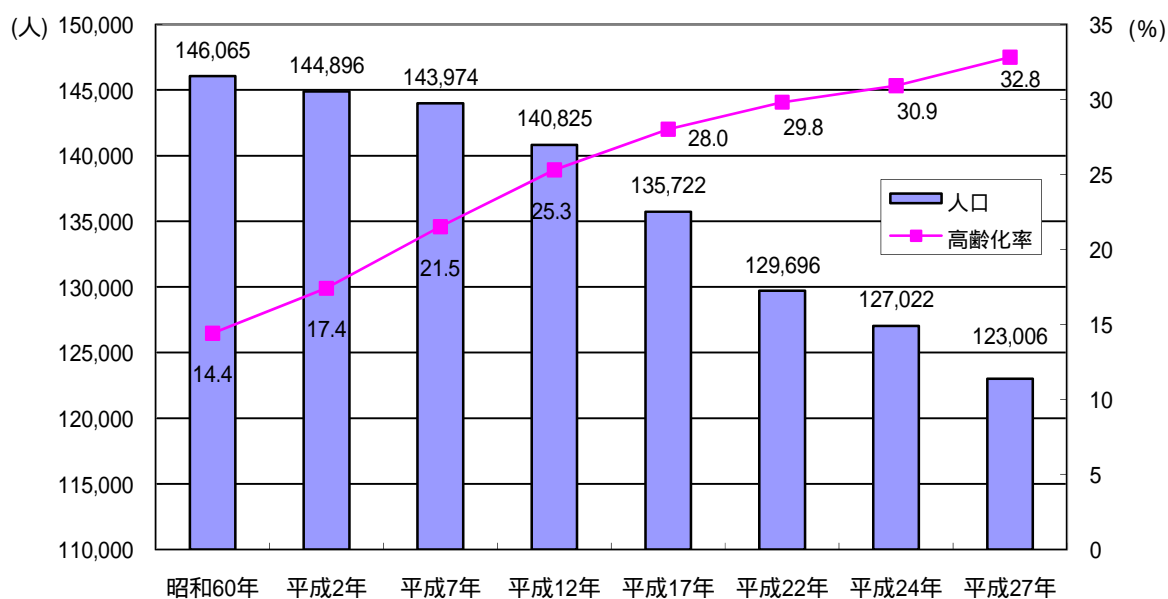
## 6 主要指標の見通し

### (1)人口

両市町の人口は、今後も減少が続き、平成24年には約127,000人、平成27年には約123,000人程度になると見通されます。

年齢構造は、今後も高齢化が進み、65歳以上人口の構成比は平成24年には30.9%、平成27年には32.8%程度にまで達すると見通されます。

総人口の推計



資料：平成17年まで国勢調査、平成22年以降は推計

### (2)就業人口

両市町の就業者数は、人口の減少に伴い、今後も減少が続くと予想されます。平成27年の就業者数の構成比は、第1次産業が15.2%、第2次産業が31.3%、第3次産業が53.5%程度になると見通されます。

産業3分類別就業者数の推計

単位：人、( ) = 構成比、%

産業分類	平成12年	平成17年	平成22年	平成24年	平成27年
第1次産業	12,913(17.2)	11,475(16.7)	10,544(16.4)	10,322(16.4)	9,280(15.2)
第2次産業	27,324(36.5)	22,477(32.7)	20,414(31.8)	19,977(31.8)	19,017(31.3)
第3次産業	34,701(46.3)	34,702(50.6)	33,218(51.8)	32,504(51.8)	32,517(53.5)
総数	74,938(100)	68,654(100)	64,176(100)	62,803(100)	60,814(100)

資料：平成17年までは国勢調査、平成22年以降は推計

## 第3章 まちづくりの基本方針

### 1 将来像

# 人と人、地域と地域が結び合い 未来輝く いちのせき

まちの主役は市民一人ひとりです。市民みんなが意欲を持ち、互いの役割を自覚し、自らが主体となってまちづくりを進めることで、生き生きとした地域文化が生まれ、新たな創造へと発展していきます。

さらに、まちの主役である市民が、郷土を愛し、新市の持つ美しい自然や文化遺産などの地域資源を活かしたまちづくりに取り組むことにより、「活力と魅力あるまち」が実現に向かいます。

また、新市には、人と自然との共生のなかで培った歴史や文化があり、それぞれの地域に心温かで意欲に満ちた人々によって育まれてきた豊かなコミュニティがあります。

この豊かなコミュニティを尊重しあい、共感しあいながら、互いの結びつきや支え合いを深めていくことで、地域全体としての一体感の醸成が図られ、新たなまちが創造されます。

私たちは、一人ひとりが生き生きと輝き、一丸となって活力と魅力あるまちづくりに取り組みます。そして、みんなが快適に働き、学び、遊び、憩い、笑顔の絶えない幸せな暮らしができる地域社会の形成を目指します。

そんな願いを込めて、「人と人、地域と地域が結び合い 未来輝く いちのせき」を将来像に掲げます。

将来像を実現するために、市民、行政が共通認識すべきまちづくりの基本的な考え方を示します。

#### 「人」が輝く協働のまちづくり

まちづくりの主役である市民一人ひとりが互いに尊重しあい、心豊かで生き生きとした人を育み、子どもからお年寄りまで、市民誰もが夢と希望を持ち、それぞれが満足できる人生を送ることができるまちづくりを進めていきます。

また、すべての市民が手をつなぎ、共に考え、行動する協働のまちづくりを進めていきます。

#### 「一体感」の醸成で新たな創造のまちづくり

各地域の個性ある地域文化を大切にするとともに、人と人、地域と地域がふれ合いと交流を深め、互いの結びつきや支え合いのもと、一体感の醸成を図りながら、新たなコミュニティ、豊かな文化を創造し、住みよいまちづくりを進めていきます。

## 「活力」ある賑わいのまちづくり

生活を支える産業の育成を図り、中東北の拠点都市として、地域資源やアイデアと個性を活かした産業活動、伝統芸能の伝承やスポーツ・レクリエーション等の趣味・創作活動、自然保護や福祉、災害等のボランティア活動、地域づくりの先導的取り組みなど、市民の自己実現に向けた市民主体の多様な活動を促進するとともに、各地域の特性を活かしながら、人が集う賑わいと活力のあるまちづくりを進めていきます。

## 2 基本目標

将来像の実現を目指し、基本目標として次の5つを掲げます。

### 1 . 地域資源を生み育て賑わいと活力あふれるまちづくり

地域の特性や資源を活かした独創性のある産業を展開しながら、将来にわたって持続的に成長する経済基盤の確立を図るとともに、一人ひとりが夢と希望をもって意欲的に働くことができる多様な雇用の場を創出し、若者の地域定着と、一人ひとりが暮らしの豊かさを実感することができる、活気に満ちた魅力あるまちづくりを目指します。

豊かな自然や歴史的遺産、伝統芸能や特色ある文化などを生かした観光の振興を図るなど、交流人口を増大し、賑わいと活力あるまちづくりを目指します。

### 2 . みんなで支え合い共に創る安全・安心のまちづくり

市民の誰もが健康で心豊かに自立した生活を送るために、人のやさしさやぬくもりによって、共に支え合う地域社会を構築するとともに、今の生活や将来に不安を感じることなく、安心して生活を営めるまちづくりを目指します。

水害や地震などの自然災害や大規模事故等から市民を保護する防災・危機管理システムの構築など、災害に強い都市機能の整備を推進するとともに、市民、地域、行政が一体となった、安全・安心のまちづくりを目指します。

### 3 . 人を育み文化を創造する生きがいのあるまちづくり

まちづくりの基本は人づくりという観点に立ち、市民一人ひとりが夢と希望を持ち、心のゆとりや豊かさを感じられる新市の文化を創造していきます。

特に、感動、夢、自信といった心の豊かさは、人間が生き生きと輝いているための源であることから、将来を担う子どもたちが、心豊かな人間に成長できる教育環境の整備を進めます。

私たち一人ひとりが自分のライフスタイルにあわせて、学び、楽しみ、個性や能力を発揮することができる環境づくりを進めるとともに、多様な主体が一体となって人材を育むまちづくりを目指します。

## 4．人と情報が活発に行き交うふれあいと連携のまちづくり

まちづくりにおける交流活動は、地域に新しい風を呼び込み、それが刺激となってまちづくり活動の活性化をもたらすことから、地域内外との交流連携活動を促進するとともに、市民活動や経済活動の活性化を図るため、人やもの、情報の交流のための基盤整備を促進します。

地域内外のさまざまな人々との交流連携を促進する市民活動をより活発化させ、市民一人ひとりが人とのつながりを感じるまちづくりを目指します。

## 5．水と緑を守り育み自然と共生するまちづくり

豊かな自然は市民の心の支えであり誇りでもあることから、この貴重なふるさとの財産を確実に次世代へ引き継ぐとともに、自然環境との調和に配慮した、快適で住みよい生活環境の整備に努めます。

省資源、省エネルギーを促進するとともに、資源が循環する社会の構築にみんなで取り組み、地球環境に優しいまちづくりを目指します。

### 3 | まちづくりの方向性

#### (1) 各地域の核となる拠点づくりとネットワークの構築

**広域拠点** 一関地域には、新市の「顔」となる一ノ関駅を中心として、高速交通や広域道路網の結節点という優位性を活かしながら都市機能の充実を図り、新市全域、さらには岩手県南から宮城県北にかけての中東北地域をけん引する広域拠点の形成を進めます。

**地域拠点** 花泉、大東、千厩、東山、室根、川崎及び藤沢の各地域には、日常生

活に関わりの深い行政サービスや身近な生活サービスが享受でき、地域コミュニティの核となる地域拠点の形成を進めます。

**ネットワーク** 日常生活の利便性の向上と地域産業の活性化を図るとともに、新市の一体性の確立と地域内及び地域間の交流・連携を促進するため、交通や情報通信の基盤整備など、拠点間相互と周辺地域との結びつきを深めるネットワークの構築を進めます。

## (2)ゾーニングによる機能分担と広域的視点からのまちづくりのイメージ

**市街地ゾーン** 新市の中心部に位置し、商工業施設、広域医療や高等教育機関などの都市機能が集積している地域については、豊かさと快適さを兼ね備えた賑わいと活力を創出する市街地エリアとして、市街化の課題に的確に対処しながら、秩序ある計画的な市街地整備を進めます。

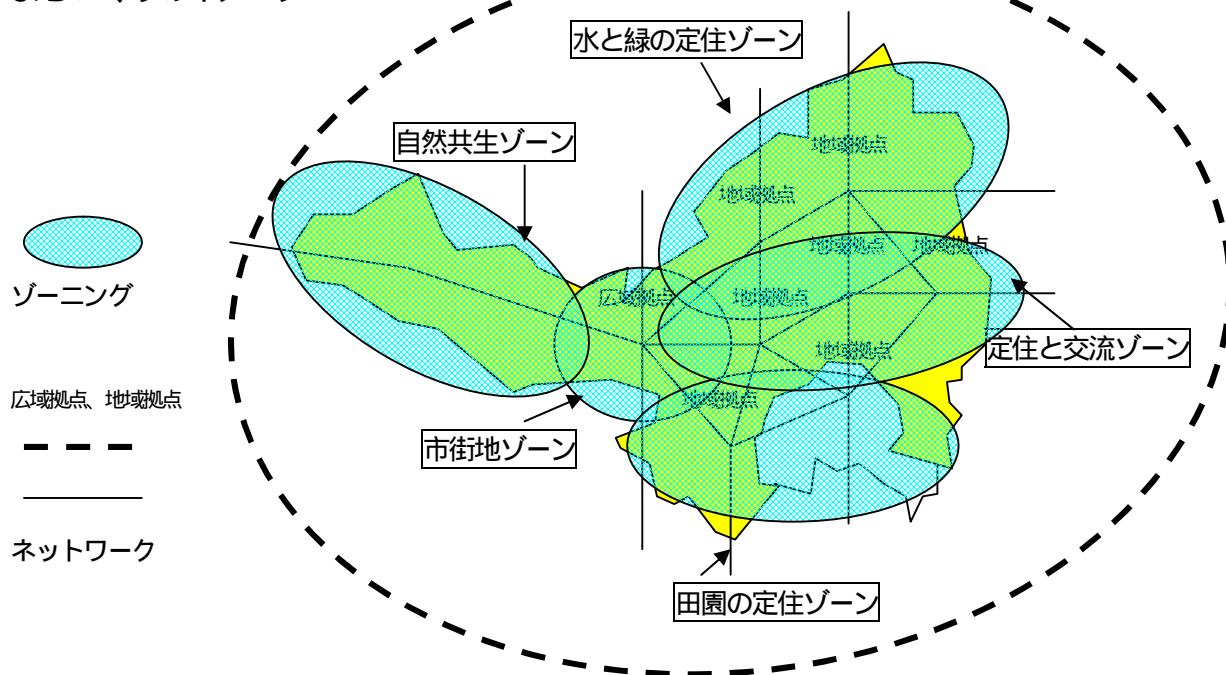
**水と緑の定住ゾーン** 北上川の東側、砂鉄川の流域に広がる地域については、水と緑に囲まれ、活気と安らぎを兼ね備えた定住を促進するエリアとして、恵まれた水辺や森林の環境、豊富な地域資源を活かし、農工商が一体となった産業振興により快適な生活環境の整備を進めます。

**定住と交流ゾーン** 国道 284 号に沿って広がる平野部や周囲のゆるやかな丘陵地については、農工商の一体的な振興と、地域資源を活かした交流活動の展開を図るとともに、水と緑の豊かな自然と調和した快適な生活環境の整備による住み心地の良い定住の場を形成します。

**田園の定住ゾーン** 金流川、黄海川の流域に広がる平野部や周囲のゆるやかな丘陵地については、田園の景観に囲まれながら、便利さと安らぎを兼ね備えた定住を促進するエリアとして、大地の恵みと温暖な気候を活かした産業を振興し、豊かな自然と調和した快適な生活環境の整備を進めます。

**自然共生ゾーン** 栗駒山とその裾野に広がる地域については、人と自然とが共生するエリアとして、貴重な自然環境の保全と快適な生活環境を確保するとともに、自然景勝地や温泉、滞在型観光施設などを活かした人々の憩いの場、健康づくりや癒しの場として活用を図ります。

まちづくりのイメージ



(3)土地利用の基本的な考え方

土地は、人々の暮らしや様々な生産活動を支える基盤となるものであり、限りのある貴重な資源です。よって、土地の利用にあたっては、将来へ良好な状態で受け継ぐこと、市民の健康で文化的な生活環境の確保に資すること、市域の一体的な振興・発展を図ることを念頭に、総合的かつ計画的な利用を図っていきます。

このため、市民生活の安全性・快適性の確保、生産性の向上に配慮しながら土地需要に対する量的な調整を行い、貴重な文化遺産や自然環境と調和した、また、将来にわたって持続的な発展が可能な土地の保全・活用に努めます。さらに、各地域の特性と地域間のバランスに配慮しながら適切な機能の分担・配置を行い、これらの有機的な連携を図るなど、広域的な視点に立った土地利用に努めます。